性法萬國公法國法制産學政表口訣

西周助　譯

和蘭徠田大學博士及第得業畢酒林先生　口授

津田真一郎

日本江戸開成所教授手傳　西周助　筆記

緒言　授業の法を論す

第一節　學の道たる廣し而て是を學ふに特るる久しからす是を以て今に業を授くる唯其綱領を擧て其基礎を示すことを得る耳○日本の爾學士後來是を諸書に參考し自ら此學の精備熟達を求む可し

第二節　此學や是歐羅巴の通儒碩學の作述垂播する所なり○是故に今の傳ふる所皆歐羅巴の見解にして日本に見る所如何なるを顧るを無し

第三節　然とも此歐羅巴の見解を擧て諸を日本の國家人民の上に措くこと其任術に公等に在らんとし

第四節　夫専法教に渉る者に至ては此中一つも是に及ふこと無る可し

第五節　其學術を講論するは次の次序次に於てす○第一に性法を論す是凡百法律の基礎たるものなり次に萬國公法次に國法を論す是性法

は推擴し外を以て萬國の交際は律し内を以て國家の法度に準ず
る者なり後又制産學は論ず是國は富し民は安んを其道如何は教
ゆる者なり而て是は終る政表に於て而て國の情狀如何は察
する其周密は悉すれ術は以てすと云フ

西周文書